

子猫の一時飼養ボランティア設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県動物愛護センター（東葛飾支所を含む。以下「センター」という。）で保護した子猫について、殺処分数の減少と飼養施設内における感染症のまん延防止を図るため、自宅等で一時飼養するボランティア（以下「ボランティア」という。）及びその子猫の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(対象動物)

第2条 対象となる動物は、センターで収容した概ね3ヶ月齢未満の子猫とする。

(資格)

第3条 ボランティアは、次の要件を満たすものとする。

- 一 千葉県内に在住していること。
- 二 集合住宅又は賃貸の場合、猫の飼養が規約等で認められていること。
- 三 子猫を一時飼養することについて、同居家族全員の同意が得られていること。
- 四 すでに猫を飼養している場合、先住猫と隔離できるスペースがあり、かつ、先住猫について、受入前1年以内に3種以上の混合ワクチンを接種していること。
- 五 子猫を一時飼養するにあたり、衛生的な飼養環境と必要資材を確保できること。
- 六 子猫を一時飼養する間、頻繁な世話が可能であること。
- 七 センターが実施する「子猫の一時飼養ボランティア講習会」を受講していること。
- 八 その他、子猫を一時飼養することが不適切であるとセンターが判断する者でないこと。

(登録)

第4条 ボランティアの登録は以下の手続きによるものとする。

- 一 ボランティアの登録を希望する者は、ボランティア登録申請書（別記様式1）に必要事項を記入の上、センターに提出する。
- 二 前項の登録申請があった場合、センターは書類審査と現地調査を実施し、前条の規定を満たすと判断された者についてはボランティア登録簿（別記様式2）に掲載する。
- 三 新たにボランティアを登録した場合、センターは当該ボランティアに対して、ボランティア登録証（別記様式3）を交付する。

(登録の変更・抹消)

第5条 ボランティアの登録の変更又は抹消は以下の手続きによるものとする。

- 一 ボランティアは、自身の登録事項に変更が生じた際や登録の抹消を行おうとする場合、ボランティア変更（抹消）届出書（別記様式4）によりセンターに届け出ること。
- 二 センターは前項のボランティア変更（抹消）届出書（別記様式4）を受けた場

合、ボランティア登録簿（別記様式2）の変更（抹消）を行い、必要に応じてボランティア登録証（別記様式3）を書換交付する。

- 三 センターは、ボランティア登録申請にあたって虚偽の記載をした者、ボランティアとしてふさわしくない行為のあった者、第3条に規定する要件を満たさなくなった者について、登録を抹消し、一時飼養を依頼した子猫の返還を求めることができる。

（子猫の受け渡し）

第6条 センターがボランティアに一時飼養を依頼する子猫を受け渡す際の手続きは以下のとおりとする。

- 一 センターは、概ね3ヶ月齢未満の子猫を収容した場合、各ボランティアの受入れ可能数や能力等を勘案したうえで、ボランティアを選定し、飼養計画表（別記様式5）と個体管理票（別記様式6）を作成する。
- 二 センターは、選定したボランティアに子猫を受け渡す際、個体管理票（別記様式6）の写し及び未記入のボランティア実施報告書（別記様式7-1、7-2）を渡す。
- 三 ボランティアは一時飼養中の子猫の状況をボランティア実施報告書（別記様式7-1、7-2）によりとりまとめる。
- 四 飼養計画に基づき、ボランティア間で子猫を受け渡す際には、その子猫とともに個体管理票（別記様式6）の写し、ボランティア実施報告書（別記様式7-1、7-2）を引き継ぐ。

（計画の変更）

第7条 前条で作成した飼養計画表（別記様式5）を変更しようとする際は、事前にセンターとボランティアとの間で調整を行い、センターは飼養計画表（別記様式5）と個体管理票（別記様式6）を変更した上で、ボランティアに変更後の個体管理票（別記様式6）の写しを渡す。

（子猫の返還）

第8条 ボランティアは飼養計画表（別記様式5）に基づき一時飼養した子猫をセンターに返還する際、個体管理票（別記様式6）とボランティア実施報告書（別記様式7-1、7-2）をセンター宛て提出する。

- 2 前項による返還の際、センターは返還時の健康状態を確認し、ボランティア実施報告書（別記様式7-2）に記入する。

（死亡時対応）

第9条 一時飼養中に子猫が死亡した場合、ボランティアはその死体をセンターに返還する。

（費用負担）

第10条 本要綱に基づく子猫の一時飼養は全てボランティア活動であり、報酬費は発生しない。また、輸送、資材購入、治療等、子猫の一時飼養に関する費用負担については、全てボランティアが負うものとする。

また、子猫の一時飼養に起因するトラブル、損害等についての責任についてもボランティアが負うものとする。

(その他)

第11条 その他、この要綱に定めのない事項については、センターとボランティアが協議のうえ対応するものとする。